

正誤表	不動産鑑定士 2026年度版 不動産に関する行政法規 過去問題集（下）
-----	------------------------------------------------------

11784-2

本書において下記のとおり、誤りがございました。

内容を訂正すると共に、読者の皆様にご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。恐れ入りますが、本正誤表をご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC出版

頁	誤	正	更新日
627	解答1 肢ニ 解説文2～5行目 権限の「全部」を他の者に対し、再委託してはならない(202条1項)。従って、当該投資法人から委託された資産の運用に係る権限の「一部」であれば、他の者に対し、再委託することができる(同2項参照)。	権限の「全部」又は「一部」を他の者に対し、「再委託」することが「できる」(旧202条1項削除)。	2026/3/6
637	解答6 肢ホ 解説全文を以下に差し替えてください。 ホ × 資産運用会社は、投資法人の委託を受けてその資産の運用を行う場合において、当該投資法人から委託された資産の運用に係る権限の「全部」又は「一部」を他の者に対し、「再委託」することが「できる」(旧202条1項削除)。つまり、「一切の権限」を「再委託」することも「できる」。		2026/3/6
662	問題19 肢ニ 問題文3行目 再委託してはならない。	再委託 <u>することができる</u> 。	2026/3/6
663	解答19 肢ニ 解説文2～3行目 権限の全部を他の者に対し、再委託してはならない(202条1項)。	権限の「全部」又は「一部」を他の者に対し、「再委託」することが「できる」(旧202条1項削除)。	2026/3/6

以 上